

給付奨学生(新制度)の適格認定について

1

・適格認定とは、
『奨学金継続願』(以下は、「継続願」といいます。)を提出した後、
引き続き給付奨学生としての適格性を有しているか否か等を大
学で判断する手続き。

※適格認定の3つの基準

- (1) 人物について→生活全般を通じて態度・行動が奨学生にふさわしいこと。
- (2) 学業について→修業年限で確実に卒業(修了)できる見込があること。
(卒業(修了)延期が確定した者又は卒業(修了)延期の可能性が極めて高い者等は原則「廃止」となります)
- (3) 経済状況について→修学を継続するために引き続き奨学金が必要と認められること。



適格認定「学力基準」について

2

「廃止」

- ・ 修業年限で卒業できないことが確定した者
- ・ 修得した単位数の合計が標準修得単位数の5割以下の者
- ・ 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にある者。
- ・ 警告の区分に連続して該当する者

「警告」

- ・ 修得した単位数の合計が標準修得単位数の6割以下
- ・ 対象年次のGPA(単年度)が学年の下位4分の1以下の者
- ・ 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にある者。



適格認定「学力基準」について

3

学力基準により、「廃止」又は「警告」にあてはまる場合であっても災害、傷病その他のやむを得ない事由がある場合等には、「廃止」又は「警告」に該当しないことがあります。

上記に該当する可能性がある場合は、継続願提出(入力)期間中に、窓口①(学生課生活支援係)までお問い合わせください。



給付奨学金の返還が必要になる場合

4

①学業不振による「廃止」の処置を受けたとき

※やむを得ない事情がなく、学業成績が著しく不良である場合
返還が必要となります。

②学校処分による処置を受け、処分内容が停学3か月以上のとき **返還**が必要になります。

学校処分の詳細

処置種別	処分内容
廃止	停学3か月以上
停止(処分該当期間)	停学1か月～3か月未満
停止1か月	訓告処分又は停学1か月未満



「継続願」の提出(入力)について

5

- ①「『給付奨学金継続願』入力準備用紙」に記入する。
 - ②「『継続願』入力準備用紙」を手元に用意して、パソコンから「スカラネットPS」内の「奨学金継続願提出」にアクセスし、入力する。
- ※来年度、奨学金の給付を希望しない者も、上記の手続を行うこと。

期限：令和4年1月31日(月) 24時まで

インターネット登録が済んだら、書類等の提出は必要ありません。

